

横須賀都市計画高度地区

1 次 案

令和4年（2022年）9月12日

横 須 賀 市

理 由 書 （ 高 度 地 区 ）

横須賀市の高度地区指定基準では、住居系用途地域には第 1 種高度地区、工業系用途地域（工業専用地域を除く）には第 2 種高度地区、商業系用途地域には第 3 種高度地区を指定することとしています。

なお、第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域は、建築基準法第 55 条に基づき建築物の高さ限度を 10m に都市計画決定していることから、高度地区の指定は行いません。

今般、都市計画公園 3. 3. 20 佐島の丘公園の区域を変更することに伴い、佐島 2 丁目及び佐島の丘 2 丁目地内において用途地域の区域変更を行うため、高度地区指定基準に基づき、第 1 種高度地区の指定区域を変更するものです。